

III 教職経験者研修・職階研修・その他の研修等 令和4年度実施状況調査結果

※本調査における教職経験者研修とは、各教育委員会等が実施する研修のうち、教育公務員特例法第12条に規定される教諭等を対象として教職経験年数ごとに行う研修（ただし、法定研修を除く。）を指す。

※本調査における職階研修とは、各教育委員会等が実施する研修のうち、それぞれ校長、副校長及び教頭、主幹教諭、指導教諭を対象として職階ごとに行う研修を指す。

※義務教育学校[前期課程]は小学校に、義務教育学校[後期課程]及び中等教育学校[前期課程]は中学校に、中等教育学校[後期課程]は高等学校に計上されている。

※複数の自治体による広域連携地区とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定による特例により、府費負担教職員に係る人事行政事務の一部を処理することとしている大阪府豊能地区教職員人事協議会を指す。

※大阪府豊能地区教職員人事協議会を構成する豊中市は、広域連携地区に含め、中核市からは除く。

教職経験者研修

（令和4年度に下表に示す教職経験年数における研修対象者が1人以上いた教育委員会数）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県（47）	47教委	47教委	47教委	46教委
指定都市（20）	20教委	20教委	14教委	14教委
中核市（61）	58教委	58教委	14教委	11教委
複数の自治体による広域連携地区（1）	1教委	1教委		
計（129）	126教委	126教委	75教委	71教委

1. 研修対象者・実施体制

(1) 実施教育委員会等数（実施年別）

	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	15年目	20年目
小学校	114教委	95教委	26教委	46教委	57教委	14教委	13教委	9教委	17教委	15教委	9教委
中学校	114教委	95教委	27教委	46教委	57教委	14教委	13教委	9教委	16教委	15教委	9教委
高等学校	62教委	51教委	9教委	19教委	33教委	5教委	4教委	1教委	6教委	6教委	6教委
特別支援学校	57教委	49教委	8教委	20教委	32教委	5教委	3教委	1教委	7教委	9教委	7教委

(2) 平均実施日数（実施年別）

	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	15年目	20年目
小学校	5.4日	4.8日	4.5日	4.6日	4.6日	3.2日	4.0日	3.4日	8.9日	1.7日	1.9日
中学校	5.3日	4.4日	3.4日	4.1日	4.6日	3.2日	4.0日	3.4日	8.8日	1.7日	1.9日
高等学校	3.9日	3.4日	2.9日	3.1日	4.3日	5.0日	7.5日	16.0日	14.8日	1.8日	1.8日
特別支援学校	5.1日	3.9日	2.9日	3.1日	4.5日	5.0日	9.3日	16.0日	12.4日	1.7日	1.7日

その他の実施例	<ul style="list-style-type: none"> ・経験年数30年目の小中学校教員を対象に、4日間キャリアマネジメント研修を実施した。（宇都宮市） ・全ての学校種において、管理職を目指す上で必要な資質・能力の向上を目的に、本人の希望と市町教育委員会や管理職からの推薦により決定した者（40代が中心）を対象に、職場での実践研修および3日間の校外研修を実施した。（福井県）
---------	--

2. 大学・大学院との連携

	大学・大学院が開設する講座等を教職経験者研修の校外研修の一部として活用する	教職経験者研修で扱う研修教材等を大学・大学院と協同して作成する	教職経験者研修の内容やプログラムを大学・大学院と協同して企画・立案する	受講者の教職経験に応じた個別の研修プログラムを大学・大学院と協同して作成する	校内研修・校外研修として教職経験者研修を行う際に、大学や大学院へ講師の派遣を依頼する	教職経験者研修の受講者の評価を大学・大学院と協同して行う	教職経験者研修の一部を大学・大学院の単位として認定する
都道府県（47教委）	6教委 (12.8%)	1教委 (2.1%)	0教委 (0.0%)	0教委 (0.0%)	25教委 (53.2%)	0教委 (0.0%)	0教委 (0.0%)
指定都市（20教委）	1教委 (5.0%)	1教委 (5.0%)	1教委 (5.0%)	0教委 (0.0%)	7教委 (35.0%)	0教委 (0.0%)	0教委 (0.0%)
中核市（58教委）	3教委 (5.2%)	0教委 (0.0%)	0教委 (0.0%)	1教委 (1.7%)	28教委 (48.3%)	0教委 (0.0%)	0教委 (0.0%)
複数の自治体による広域連携地区（1協議会）	0協議会	0協議会	0協議会	0協議会	1協議会	0協議会	0協議会
総計（126教委等）	10教委等 (7.9%)	2教委等 (1.6%)	1教委等 (0.8%)	1教委等 (0.8%)	61教委等 (48.4%)	0教委等 (0.0%)	0教委等 (0.0%)
実施している都道府県市名	北海道、青森県、福島県、神奈川県、島根県、香川県、堺市、松江市、高松市、久留米市	愛知県、大阪市	熊本市	八尾市	該当多数	該当無し	該当無し
その他特色のある取組	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・大学院が開設する講座等を3年以上のすべての教員が参加できるような校外研修として実施した。例：【エビデンスベースの学校改革】研修プログラム（大阪市） ・経年等研修の一部において、受講者の授業力の変容を「授業力自己評価表」を用いて、大学と連携し分析する。（大分市） 						

3. 国立・私立学校教員の教職経験者研修への受入

	国立大学附属学校教員を受け入れている	私立学校教員を受け入れている	いずれも受け入っていない
都道府県（47教委）	34教委 (72.3%)	6教委 (12.8%)	12教委 (25.5%)
指定都市（20教委）	5教委 (25.0%)	2教委 (10.0%)	15教委 (75.0%)
中核市（58教委）	6教委 (10.3%)	1教委 (1.7%)	52教委 (89.7%)
複数の自治体による広域連携地区（1協議会）	1協議会	0協議会	0協議会
総計（126教委等）	46教委等 (36.5%)	9教委等 (7.1%)	79教委等 (62.7%)

※学校種を問わず、少なくとも1種以上において受け入れている場合は「受け入れている」に含む。

※希望等に応じて受け入れている場合も「受け入れている」に含む。

4. 教職経験者研修と免許法認定講習の相互認定の状況

(1) 免許法認定講習としての認定

	受けている	受けていない	受けている都道府県市名
都道府県 (47教委)	0教委 (0.0%)	47教委 (100.0%)	
指定都市 (20教委)	0教委 (0.0%)	20教委 (100.0%)	
中核市 (58教委)	0教委 (0.0%)	58教委 (100.0%)	
複数の自治体による 広域連携地区 (1協議会)	0協議会	1協議会	
総計 (126教委等)	0教委等 (0.0%)	126教委等 (100.0%)	

※「免許法認定講習」とは、教育職員免許法別表第6号の規定に基づき、一定の教員免許状を有する現職教員が、上位の免許状や他の校種・教科の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するため開設されている講習である。

(2) 免許法認定講習の取得単位を教職経験者研修の一部を受けたこととする取組

	行っている	行っていない	行っている都道府県市名
都道府県 (47教委)	2教委 (4.3%)	45教委 (95.7%)	鳥取県、福岡県
指定都市 (20教委)	1教委 (5.0%)	19教委 (95.0%)	堺市
中核市 (58教委)	1教委 (1.7%)	57教委 (98.3%)	横須賀市
複数の自治体による 広域連携地区 (1協議会)	0協議会	1協議会	
総計 (126教委等)	4教委等 (3.2%)	122教委等 (96.8%)	

職階研修

1. 実施状況

(1) 実施している教育委員会等数

	校長	左記のうち、 新任校長のみ	副校長・教頭	左記のうち、 新任副校長・ 教頭のみ	主幹教諭	指導教諭
都道府県 (47教委)	46教委 (97.9%)	46教委 (97.9%)	47教委 (100.0%)	47教委 (100.0%)	32教委 (68.1%)	15教委 (31.9%)
指定都市 (20教委)	19教委 (95.0%)	19教委 (95.0%)	18教委 (90.0%)	18教委 (90.0%)	13教委 (65.0%)	5教委 (25.0%)
中核市 (61教委)	56教委 (91.8%)	45教委 (73.8%)	55教委 (90.2%)	46教委 (75.4%)	26教委 (42.6%)	13教委 (21.3%)
複数の自治体による 広域連携地区 (1協議会)	1協議会	1協議会	1協議会	1協議会	0協議会	0協議会
総計 (129教委等)	122教委等 (94.6%)	111教委等 (86.0%)	121教委等 (93.8%)	112教委等 (86.8%)	71教委等 (55.0%)	33教委等 (25.6%)

※新任者への研修は、名簿登載者研修等の昇任予定者を対象として実施する研修を含む。

(2) 平均実施日数

	校長	左記のうち、 新任校長のみ	副校長・教頭	左記のうち、 新任副校長・ 教頭のみ	主幹教諭	指導教諭
都道府県	3.8日	2.6日	4.3日	3.1日	2.6日	2.3日
指定都市	7.5日	3.9日	6.7日	3.8日	2.3日	2.0日
中核市	3.8日	2.3日	4.0日	2.5日	1.6日	2.0日
複数の自治体による 広域連携地区 (1協議会)	5.0日	2.0日	6.0日	2.0日	0.0日	0.0日
総計	4.4日	2.7日	4.5日	3.0日	2.2日	2.1日

その他の研修等

1. 職種ごとの研修実施状況

(1) 養護教諭、栄養教諭、事務職員の研修実施状況

①実施している教育委員会等数 (経験年数別)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	15年目	20年目
養護教諭	97教委	59教委	40教委	9教委	29教委	39教委	4教委	4教委	1教委	29教委	8教委	3教委
栄養教諭	84教委	41教委	27教委	9教委	27教委	31教委	5教委	4教委	2教委	22教委	6教委	4教委
事務職員	87教委	33教委	33教委	9教委	12教委	12教委	7教委	6教委	2教委	13教委	2教委	3教委

②平均実施日数 (経験年数別)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	15年目	20年目
養護教諭	13.3日	3.2日	3.1日	3.0日	3.1日	4.1日	5.3日	5.8日	5.0日	7.4日	3.4日	3.0日
栄養教諭	12.1日	2.9日	2.7日	2.3日	3.1日	3.8日	3.2日	4.0日	1.0日	6.7日	2.7日	1.5日
事務職員	6.9日	2.3日	2.4日	1.8日	1.8日	1.8日	1.7日	2.5日	1.5日	1.9日	1.5日	1.3日

その他の例	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭、栄養教諭を対象に、11～13年目に5日、21～23年目に2日実施した。(東京都) ・養護教諭、栄養教諭を対象に、8～10年(設定した教職経験年数のうち、対象者の希望等に応じて実施)に5日、16年目に1日実施した。(岡山市) ・事務職員に対して、経験年数とは別に、昇任した際に、新任事務主任、新任事務主査、新任事務主幹に対しそれぞれ1回ずつ研修を実施した。(さいたま市)
-------	--

(2) 臨時的任用教員の研修実施状況

	1年目	2年目	3年目
実施している教育委員会等数	91教委	32教委	25教委
平均実施日数	2.6日	1.9日	1.7日

その他の例	<ul style="list-style-type: none"> ・国立特別支援教育総合研究所「NISE学びラボ」を活用し、共通講座(2講座)と選択講座(1講座)の合計3講座を受講するようにした。(埼玉県) ・県内を4地域(上越・中越・下越・佐渡)に分け、同じテキストを使用しつつも、研修内容は各地域の実態に合わせて工夫している。(新潟県) ・採用時期が様々であるため、年間で3回の受講日を設定した。(福岡市) ・講師による講話だけでなく、グループ演習の時間を確保し、教員同士が日ごろの悩みを伝え合うことができる研修を実施している。(富山市)
-------	---

(3) 特別免許状授与者に対する研修実施状況

①特別免許状保有者に特化した研修を実施している教育委員会等数

	行っている	行っていない	行っている都道府県市名
都道府県 (47教委)	3教委 (6.4%)	44教委 (93.6%)	埼玉県、静岡県、広島県
指定都市 (20教委)	1教委 (5.0%)	19教委 (95.0%)	仙台市

②上記のうち、教職経験年数ごとの平均実施日数

	1年目	2年目	3年目
平均実施日数	8.8日	4.5日	0.0日